

2016年3月18日

# Japan tax alert

EY税理士法人  
EY弁護士法人

## ビットコインに係る 消費税の課税関係

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/taxalerts](http://www.ey.com/taxalerts)

### 仮想通貨に係る議論

昨今、フィンテックの議論が高まるなか、オンライン上で流通する仮想通貨にも注目が集まっています。本稿では、仮想通貨のうち、認知度を高めつつあるビットコインの消費税法上の取扱いについて、現時点での解釈及び、昨今の議論をご紹介します。なお、仮想通貨の税務上の取扱いについて、国税庁は、本アラート発行日現在、何らの見解も公表していません。本稿は、弊法人の私見である点をあらかじめご了承ください。

## ビットコインとは

ビットコインは、オンライン上でのみ流通する仮想の通貨です。貨幣/紙幣とは異なり、手に取ることは出来ず、電子的なデータとしてのみ存在することから、「仮想」又は「デジタル」通貨と呼ばれています。ビットコインには、「ブロックチェーン」と呼ばれる、分散型台帳技術(情報を集中管理するコンピューターが存在せず、複数のコンピューターに情報が分散管理される技術)と、鍵暗号によるセキュリティ技術が利用されており、「暗号通貨」と呼ばれることもあります。

ビットコインは、(特にクロスボーダーでの)安価な決済や送金、支払チャネルの多様化、副次的な値上がり益等に価値を見出し、それを決済や価値貯蔵の手段として受容するユーザーの間でのみ(事実上)通用するものであり、そのようなユーザーが減少すれば無価値になる可能性もあります。電子的なデータであるという点、決済に利用できるという点に着目し、電子マネー(いわゆるEdyやSuica)と混同されている例も見かけますが、ビットコインは電子マネーとは根本的に異なるものです。ビットコインには特定の発行者は存在せず、それ自身が価値を持つデータとしてやり取りされている一方、電子マネーは、特定の発行者が発行した日本円その他の法定通貨の派生物に過ぎず、単位もこれらの法定通貨と同じものが用いられています。

## ビットコインに係る消費税の課税関係

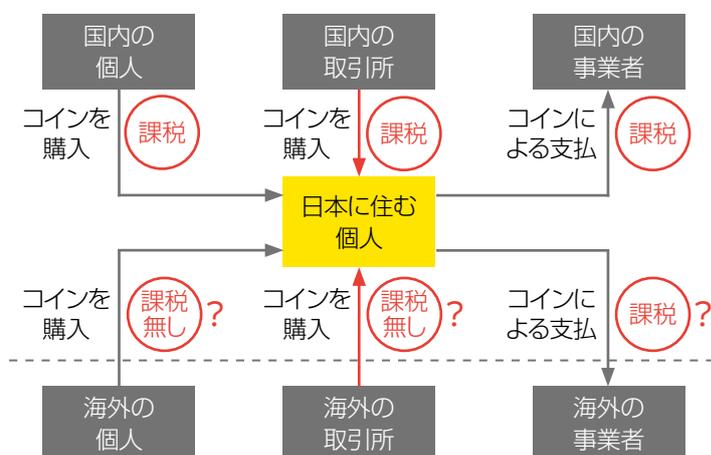
ビットコインの売買や、ビットコインの決済利用を規制する法律は、現在のところありません。また、消費税法上も、ビットコインに係る取引について、特段の規定は設けられていません。そのため、ビットコインの譲渡に係る消費税法上の取扱いは不透明な状況にあります。しかしながら、すでに事実上広範囲に通用している電子的なデータであり、何らかの価値を有する「モノ」として、消費税法上も資産と評価でき、その譲渡は「資産の譲渡等」に該当すると考えられます<sup>1</sup>。

消費税法は、国内における資産の譲渡、貸付、役務の提供について消費税を課すこととし、これらのうち、課税になじまない一定の取引については非課税の規定を設けています。

通貨や小切手、手形等は、外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」)上の支払手段に該当し、消費税法上は非課税とされています。また、資金決済に関する法律(以下、「資金決済法」)上の前払式支払手段(電子マネーは通常これに該当)については、消費税法上は物品切手等に該当し非課税とされています。

ビットコインは、通貨と同様に、その価値を認める他人に交付することが原則的な用途であり、それ以外の利用方法は想定しがたいことから、その本質は外為法の支払手段と同等と考えることができます。一方で、ビットコインは法令上明確に定義されていないこともあり、現行の消費税法上の支払手段、物品切手等のいずれにも該当せず、また他の非課税規定のどれにも該当しないと考えられることから、現在は少なくとも非課税として取り扱われることはなく、ビットコインの譲渡が国内で行われた場合には消費税が課されると考えられます。

ビットコインの現行消費税法上の課税関係は、以下のようになると考えられます。



## 資金決済法の改正及びその消費税に対する影響について

情報通信技術の発展に伴う新たなサービスの展開を背景に、サービスの利用者を保護することを目的の一つとして、2010年4月1日より資金決済法が施行されています。資金決済法では、電子マネー等を前払式支払手段と定義し、その発行者に対して、登録や届出を義務づけ、発行保証金の供託等の行為規制や報告書提出、立入検査等の対象としています。

ビットコインの売買は、取引所のように業として行っても現在は資金決済法の対象となりませんが、国内大手取引所の経営破綻や、ビットコインがマネーロンダリングに利用されるという懸念を背景に、ビットコインを「仮想通貨」と定義し、取引所等の仮想通貨の売買や管理(例えば、ユーザーのビットコインのデータをクラウドで保管する等)を業として行う者を、電子マネーの発行者と類似した規制の対象とする資金決済法の改正案が2016年3月4日に国会に提出されています。

1 自民党IT戦略特命委員会は、2014年6月19日に「ビットコインをはじめとする「価値記録」への対応に関する中間報告(案)」を公表しています。当該草案においては、ビットコインは「価値記録」と整理されており、その売買、決済、価値記録同士の交換には消費税が課されるとしています。

一方、欧州では2015年10月22日にEU司法裁判所が、ビットコインは通貨等の支払手段と同様の機能を有するものであり、VATを課すべきではないとの判決を下しています。当該判決を受け、欧州では今後、ビットコインに対しVATは課されない方向で各国VAT法が整備されると考えられ、本邦においてもビットコインは消費税法上非課税とすべきではないかとの議論が、資金決済法の議論とは別に生じています。

ビットコインは、その価値を認める他人に交付することが原則的な用途という本質に着目すれば、他の支払手段と同様に非課税とされるべきものということになります。また、前述の資金決済法の改正の結果、(規制の対象という消極的な文脈ではあるものの)ビットコインその他の仮想通貨が法令上定義され、認識されることは、仮想通貨を消費税法非課税として取り扱うための解釈変更や、税制改正による仮想通貨に係る新たな非課税規定の創設への追い風になり得るものといえます。

しかしながら、ビットコインを消費税法上非課税とするための議論の前提となる、ビットコインその他の仮想通貨への理解は、前述のように頻りに電子マネーとも混同されている状況を踏まえると、未だ十分とはいえない難しいものと思われます。また、仮に理解が進んだとしても、ビットコインの通用力はあくまでも事実上のものであり<sup>2</sup>、法律上の強制通用力を有する支払手段とは消費税法上も取扱いに差異を設けるべきとの考え方も成り立たないわけではないことから、非課税としての取扱いが将来的に実現するかどうかは、未だ見通せない部分が多いといえます。

2 資金決済法改正案では、すでに事実上通用しているものを仮想通貨として定義し、それを規制の対象とするに過ぎず、新たに(法律上の)通用力を付与したり、それを増強したりするものではありません。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### EY税理士法人

西田 宏之                      パートナー                      +81 3 3506 2026                      hiroyuki.nishida@jp.ey.com

#### EY弁護士法人

坂本 有毅                      エグゼクティブディレクター                      +81 3 3509 1687                      yuki.sakamoto@jp.ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション  
tax.marketing@jp.ey.com

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

##### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

##### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

##### EY弁護士法人について

EY弁護士法人は、EYメンバーファームです。国内および海外で法務・税務・会計その他のさまざまな専門家と緊密に協働することにより、お客様のニーズに即した付加価値の高い法務サービスを提供し、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[law.eyjapan.jp](http://law.eyjapan.jp) をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160318

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務、法務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人、EY弁護士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)